

(4-1) ILO 第 89 回総会労働側代表団向け要旨説明「協同組合の促進」

国際自由労連 ICFTU (International Confederation of Free Trade Unions)
ILO 第 89 回総会 (2001 年 6 月) / 第 5 議題「協同組合の促進」

労働者代表向けブリーフィング・ノート (抄訳)

訳：菅野正純 (日本労働者協同組合連合会理事長)

1. 背景 (略)

ILO の取り組み経過

2. ILO 勧告改定提案 (「イエロー・レポート」の結論)

こうした ILO の討議への労働組合のインプット準備は、ILO / ACTRAV によって組織され、2001 年 4 月に行われた ICFTU と ICA (国際協同組合同盟) の協議会合で大きく促進された。会合は、この種の協議としては 4 回目で、これ以前の ICFTU と ICA の協議は、1997 年 9 月、1998 年 9 月、2000 年 1 月に行われた。ICFTU と ICA の協同は、ICFTU / APRO と ICA のアジア太平洋リージョナル機関である ICA / ROAP との共同活動によっても促進された。ここには、2000 年 10 月にマニラで開かれた共同のワークショップも含まれる。

2.1 ICFTU の見解

提案されている結論は、協同組合が今後活動しなければならない、変化しつつある環境を適切に反映している。しかし、以下の諸点において改定が必要である。

(組合員を基礎とする連帯組織であり、商業目的しか持たない他の企業組織と異なる) 協同組合のアイデンティティを完全に保ち、これを (勧告に) 反映させる

前文で結社の自由を含む人権条約に言及させる

単なる「雇用の創出」でなく、「decent work」の創出を目的の一つにすべき

定義:(経済、社会、文化の)あらゆる面からコミュニティに参与するという、他の企業との違いを正確に反映させる

協同組合に対する政府の役割を、授権的(enabling)な、実効性のあるものとする。監査・監督についても、その特別の性格を反映したものとする

使用者団体、労働団体、協同組合は、インフォーマル部門だけでなく、経済全体におい

て協同組合の促進することを求められるべきである。インフォーマル部門は、単に一つの「部門」ではなく、多様な活動部門における無数の小さなサブ部門から構成されている。このことが反映されるべきである

労働団体の役割：協同組合の労働者・従業員が自らを組織することを促す課題を強調すべき

協同組合組織の役割：その従業員が労組を結成し、各レベルの委員会および作業グループに参加して、労働者と労組に関わる経済・社会問題を検討できるようにすること

協同組合は、訓練・再訓練を含み、マーケティングやマネジメント、協同組合原則、団体交渉などの領域をカバーする「HRD Program = 人的資源開発計画」を行うことが必要である

協同組合に対する信用その他の融資サービスを、市場条件のもとに置くことはできない。その特性が考慮されるべきである。

政府の（公共業務からの）引き揚げ（withdrawal）・規制緩和は、より多くの準備や、基準の構築とあわせて進めるべきである。現実には、1997～1998年の東アジア金融危機は、基準の設定や強化を欠いた規制緩和が危険な処方箋であることを明確に示した。政府の引き揚げはまた、疎外され、傷つきやすい人びとに手を差し伸べる活動を終わらせることであってはならない。政府は積極的労働市場政策（ALMP）および所得支援計画を追求すべきである。そして、同様の仕事を行う協同組合を、政府は支援しなければならない。政府の役割に関連して、中等教育・高等教育における、協同組合の役割や歴史および原則についての教育を奨励し、登録・監督・促進などに当たる責任者をはじめ、関係する役人に訓練の機会を与えること

協同組合はジェンダーの平等を促進することが必要である。

2.2 ICAの見解（要約）

改定論議におけるICAの主要な関心事は、次の点となる。

- * 協同組合の自律性、ならびに普遍性を保証すること
- * 政府の役割を、協同組合が自律的に機能できるようにすることに限定する
- * 協同組合の定義が決定的であり、ICAはICAの定義/アイデンティティを好む
- * 「不利な立場にある集団（disadvantaged group）」という用語にある問題点。それゆえ、検討が必要

さらに、注意を必要とするいくつかの分野

- * 協同組合は、他の組織とは異なっているが、にもかかわらず、経済活動を達成することにおいては、他の組織と同様、効率的であることが必要である。このことは、処遇の平等、

ならびに対等な競争条件を要請する

- * 協同組合の労働者／従業員が自らを組織することに対して、いかなる制約もあってはならない。現存の労働法はきどの労働者に対しても同様に適用されるべきであり、それゆえ同様な権利資格と保護が与えられるべきである。

3. 結論

協同組合は、(経済)発展に伴う社会問題に効果的に立ち向かい、尊厳ある労働を保障し、住民の中の傷つきやすい人びとに手を差し伸べる上で、労働組合の本来的なパートナーである。こうした文脈の中で、イエローレポートの「結論提案」は、変化したグローバルな環境をよく反映しているといえる。しかしながら、先に示した見解や関心が、テキストに適切に組み入れられなければならない。そのことによって新たな(協同組合促進勧告)文書を、ILOの(雇用、社会保障、労働条件、結社と団体交渉を扱う)その他の文書と両立できるものにしなければならない。

ICFTUとICAは、グローバルなレベルと、リージョナルなレベルで協議してきた。この協議を通じて、労働運動は協同組合の重要な意義を認め、変化する経済的・社会的趨勢の中での、したがってまた協同組合に関する127号勧告の改定の中で協同組合に与えられる重要な役割を明らかにした。この位置づけは、ILOが「ホワイトペーパー」(マ)で編集した回答の中にも示されている。そこでは、各国ナショナルセンターが、進んで意見を表明し、変化する環境における協同組合の意義を認めている。

労働組合は、組合員の必要に役立つあらゆる分野で、組合員が協同組合を設立するよう、奨励する必要がある。労働者による企業の所有と管理(マネジメント)は、社会に役立つものになることができる。労働組合によるインフォーマル労働者の協同組合への統合は、労働運動を強めるだろう。

労働組合は、協同組合の原則やその活動に対して、組合員の関心を向けさせることが必要である。同様に、協同組合もこれに応えて、労働組合の原則と活動、および中核的な労働基準について、組合員向けのオリエンテーション・プログラムを実施すべきである。協同組合が労働法を認め、模範的な雇用者として活動し、労働者および労働組合とのきずなを強化することが重要である。

労働組合と協同組合の連携は、(経済)成長の将来的方向を形づくることができる。決定的に求められているのは、両者の相互的連携と共同の活動および取り組みに、内容と形を与えることである。